10　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割の日以後二月以内に同項の福島再開投資等準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第二十七条第一項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第二十八条第十二項中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日までの間」の下に「（以下この条において「適用期間」という。）」を加え、同項第一号中「含む。）」を「含む。以下この号及び第十項から第十三項までにおいて同じ。）」に改め、同項第三号中「含む」の下に「。以下この号、第十項第三号及び第十二項第三号において同じ」を加え、同条第二項第一号ニ(1)中「第四項」の下に「、第十項及び第十一項」を加え、同条第三項中「同項の期間」を「適用期間」に改め、同条第四項中「第一項の期間内に同項」を「適用期間内に第一項」に改め、同条第八項第二号中「とする」を「と、同法第六十七条第二項中「同項」とあるのは「第三十六条第一項」とする」に改め、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十七項とし、同条第十二項中「又は前三項」を「、第九項又は前二項」に改め、「第一項」の下に「及び第十項から第十三項まで」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十一項を同条第十五項とし、同条第十項を同条第十四項とし、同条第九項の次に次の四項を加える。

10　住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた被災受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、第六項から第八項までの規定は、適用しない。

一　当該被災受贈者が第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をして当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、これらの住宅用家屋が災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項から第十三項までにおいて同じ。）により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなったとき。

二　当該被災受贈者が第一項第二号に定めるところにより既存住宅用家屋を当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなったとき。

三　当該被災受贈者が第一項第三号に定めるところにより増改築等をした住宅用の家屋を当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用の家屋が災害により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなったとき。

11　適用期間内にその直系尊属からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋（第九項に規定する要耐震改修住宅用家屋を含む。以下この項及び第十三項において同じ。）の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築その他の工事を含む。）の対価に充てて当該贈与により金銭の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築をした場合には、当該新築若しくは取得又は増築をした住宅用の家屋が災害によって滅失をしたことにより同日までにその居住の用に供することができなくなったときであっても、当該個人は、この条（第六項から第八項までを除く。）の規定の適用を受けることができる。

12　住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた被災受贈者が、贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後において、次に掲げる場合に該当するときにおける第六項の規定の適用については、同項各号中「同年十二月三十一日」とあるのは、「当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌々年十二月三十一日」とする。

一　当該被災受贈者が第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をして当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、災害に起因するやむを得ない事情によりこれらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供することができなかったとき。

二　当該被災受贈者が第一項第二号に定めるところにより既存住宅用家屋を当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、災害に起因するやむを得ない事情により当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供することができなかったとき。

三　当該被災受贈者が第一項第三号に定めるところにより増改築等をした住宅用の家屋を当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、災害に起因するやむを得ない事情により当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供することができなかったとき。

13　適用期間内にその直系尊属からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築その他の工事を含む。）の対価に充てて当該新築若しくは取得又は増築をする場合には、災害に起因するやむを得ない事情により当該贈与により金銭の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築ができなかったときであっても、当該個人は、この条の規定の適用を受けることができる。この場合において、第一項各号、第六項及び第九項中「翌年三月十五日」とあるのは、「翌々年三月十五日」とする。

第三十八条の三第一項中「第七十条の七第四項の」を「第七十条の七第三項の」に、「同条第四項及び第六項」を「同条第三項及び第五項」に改め、同項第一号中「第七十条の七第四項第二号」を「第七十条の七第三項第二号」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第四項第九号」を「同条第三項第九号」に改め、同項第二号イ中「同条第四項第二号」を「同条第三項第二号」に改め、同号ロ中「第七十条の七第四項第九号」を「第七十条の七第三項第九号」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第四項第九号」を「同条第三項第九号」に改め、同項第三号中「第七十条の七第四項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第六項の表の第一号の上欄（同条第四項第九号」を「第七十条の七第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号」に、「同条第四項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第六項の表の第一号の上欄（同項第九号」に改める。

第三十八条の四第一項中「第七十条の七第四項」を「第七十条の七第三項」に、「第七十条の七第十七項第一号」を「第七十条の七第十六項第一号」に改め、同項第一号中「限り」を「限るものとし」に改め、同条第二項中「第七十条の七第十七項」を「第七十条の七第十六項」に改める。

第四十一条の二第一項中「読み替えて適用される同法第五条第一項の経営強化計画に係る当該規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項の経営強化計画に係る当該規定による主務大臣の決定若しくは」を削り、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「これらの経営強化計画又は」及び「決定又は」を削る。

第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書中「第八条」を「第九条」に改める。